

ご存じですか

福祉医療費助成制度

市では、福祉医療費の自己負担分の助成を、次のように実施しています。該当すると思われる方は、手続きにお越しください。

●あらかじめ申請し、福祉医療費受給者証または、重度心身障害老人特別助成金受給者証の交付を受けていただく必要がある方

制 度	対 象
乳幼児など	小学校就学前のお子さん (満6歳到達後、最初の3月31日まで)
重度心身障害者 (右記のいずれかの 手帳をお持ちの方)	身体障害者手帳1級～3級
	療育手帳A1、A2、B1
	精神障害者保健福祉手帳1級～2級(所得制限あり) ※10月1日より
	戦傷病者手帳(特別項症～第4項症)と身体障害者手 帳4級の両方をお持ちの方
母子家庭など	母子家庭のお母さんとそのお子さん 両親のいない家庭のお子さん (お子さんの年齢が18歳到達後、最初の3月31日まで)
父子家庭	父子家庭のお父さんとそのお子さん (お子さんの年齢が18歳到達後、最初の3月31日まで) ※お父さんの助成は、10月1日より
重度心身障害者老人 (老人保健の対象で、 右記のいずれかの手 帳をお持ちの方)	身体障害者手帳1級～3級
	療育手帳A1、A2、B1
	精神障害者保健福祉手帳1級～2級(所得制限あり) ※10月1日より
	戦傷病者手帳(特別項症～第4項症)と身体障害者手 帳4級の両方をお持ちの方

●医療費を支払ってから申請いただくと助成できる方

制 度	対 象
小学生、中学生のお子さんの入院	15歳到達後、最初の3月31日まで
精神障害者の通院	自立支援受給者証(精神)でかかられた医療費 ※自己負担分の1/2を助成

医療費を支払った月の翌月に1カ月分をまとめて申請してください。

自己負担分とは、皆さんが加入している保険機関が9割から7割を医療機関に支払うため、あなたが負担する残りの1割から3割までのことをいいます。

詳しくは、福祉課障害・給付係
(内線154・155) へどうぞ。

すこやかな長寿社会を目指して

第32回

「健康を守る市民の集い」

・ 日時 10月29日(日) 午前10時10分～
午後3時

・ 場所 セラトピア土岐

土岐市地域医療協議会と市では、「健康を守る市民の集い」を開催します。

この催しは、食生活や医療、運動など、暮らしの中さまざまな視点から健康を考えていこうというものです。

ご家族おそいでお出掛けください。

詳しくは、本紙10月1日号と同時に全戸配布するチラシをご覧ください。

◆主な催し

健康相談コーナー
歯科コーナー
薬のコーナー
食生活改善コーナー
栄養相談コーナー
救急指導コーナー
子どもの遊びのコーナー
学校給食センターコーナー
小学生の健康ポスター・絵画展
各種測定など



詳しくは、保健センター(☎2010)へどうぞ。